

# 令和7年度厚木市自治基本条例推進委員会第5回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年1月30日（金）午後6時から7時30分まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員8人  
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、市民協働推進係主査
- 4 傍聴者 なし

- 5 案 件
  - (1) 令和6年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
  - (2) 自治基本条例の見直し（総点検）について
  - (3) 厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書（案）について
  - (4) 令和7年度市民参加手続の報告について
- 6 配付資料
  - (1) 次第
  - (2) 事前送付 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）  
〔対象年度：令和6年度〕（案）
  - (3) 自治基本条例の見直し（総点検）の進め方について
  - (4) 自治基本条例見直し（総点検）の流れ及びポイント
  - (5) 令和4年度自治基本条例の見直し（総点検）結果概要
  - (6) 厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書（案）〔対象年度：令和6年度〕
  - (7) 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
  - (8) 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（省略）

- 7 会議の内容
  - (1) 令和6年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について

## 【事務局】

事前送付資料に基づき第33条の運用状況について説明。

### 【事務局】

事前質問として、No. 87 「防犯活動事故見舞金制度の運用」について令和6年度は実績なしとあるが、今まで交付した事例があるかとの御質問がありました。こちらは令和5年度に1件防犯パトロール中に転倒された方へ交付しています。

No. 91 「厚木市水辺パートナー制度」について実施件数が0件であるが、増やすための対策が取られているかとの御質問がありました。確認したところ、近年0件が続いているため、制度自体の見直しを含め検討しているとのことです。

No. 103 「地域の青色回転灯搭載車への支援」について青パトが配置されているのはどこかとの御質問がありました。市内では荻野地区、睦合南地区、依知北地区が登録台数の多い地区となります。

### 【委員】

コミュニティ団体との協働について、1年や2年で終わるものは少ないとと思う。

継続的に活動しなければ意味がない、目的が達成できないものが多いと感じているが、市の補助金は3年で終わるものが多い。助成の在り方について検討する必要があると思う。

### 【委員】

No. 91について予算確保はどのようにやっているのか。

### 【事務局】

No. 91は、申請いただいた翌年度に必要となる資材を提供する事業となる。そのため、申請いただいた団体と協議し、翌年度の予算に反映するよう対応しています。

### 【委員】

No. 108 「青少年関係団体への支援」について、いろいろ対応いただいているが、非常に大切な事業であると思うので、より発展させていっていただきたい。

### 【委員】

No. 103は青パトを貸出してくれるのか。

### 【事務局】

No. 103は、警察に申請することで自家用車に青色回転灯を付けて青パトとして公道を走ることができるようになる制度であるため、青パトの貸出は行っていません。

### 【職務代理】

様々なコミュニティ団体と様々な取組をされているようですが、目的は条文にあるまちづくりの課題の解決だと思う。各事業について、一緒にやることで課題が解決したのか、それとも今後も継続してやり続けなければならないのか、しっかりと見極めなければいけない。市の人員も財源も有限であるので、ゴールを見据えた考えを各課がしっかりと持たなければ、限界を迎てしまうと思う。

### 【委員】

No. 99 「公民館事業交付金の交付」についてですが、物価高もあるので、各公民館の職員から意見を聞き、公民館の事業が盛り上がるよう予算を増額してほしいと感じる。

### 【事務局】

令和7年度につきましては、各地区からの御意見もあり予算を少しだけですが増額しております。お約束はできませんが、今後も各地区からの要望になるべく応えられるよう努めてまいりたいと考えています。

### 【委員】

先ほどもお話がありましたが、事業はいろいろなパターンが考えられる。市が提案し団体に補助を出し実施する事業、団体が独自に取り組みたいことを市に提案し補助をいただき実施する事業、様々な事業があるが、目的と成果の評価をしっかりと出してもらう必要があると思う。

### 【委員】

今のお話もそうだが、事業の補助金についてどのように積算されているかが大切だと思う。人口割や世帯割、均等割りといった基準で補助が決まることが多いが、そもそもその基準となる単価が、先ほど出た物価高等の影響をしっかりと加味して決まっているとは思えない。

すべてを増額しろとは言わないが、長年単価が変わっていないものなどはしっかりと見直すべきではないかと思う。併せて例えば 100 万円の補助が出ている事業について、目的が達成されたのかどうか、達成されていないのであれば、金銭的なものが原因ではないか、具体的には 100 万円で足りたのかどうかといったことをしっかりと検討する必要があると思う。

### 【事務局】

いろいろお話をいただきましたが、市としましてもいただいた御意見について、いろいろと対応させていただいております。

例えば、補助金を交付する際は、必ず申請が必要となります、その申請には事業計画や予算関連資料を添付していただき、どういった事業を行う予定で、そのためにはこれだけのお金がかかりますというものをすべての補助金で提出していただきます。その上で、内容を審査し、適切だと思われるものに補助を行うという仕組みとなっております。

No. 99 のような交付金の事業につきましては、行政として各地区で特色のある地域づくりを進めていただきたいという意向をもって交付しており、ある程度自由度のある仕組みとなっています。実際に事業をするうえで、金額が足りないということであれば、制度やその仕組みを見直す必要がないか、毎年度、実績や公民館からの意見を聞きながら対応させていただいております。

それから物価高騰の話もございましたが、例えば青パトへの補助ですが、ガソリン代ベースで補助金を積算しているため、ガソリンの高騰を受け、増額するなど対応させていただいているものもございます。

市としましては各種団体の方に本当に一生懸命活動していただいている中で、これが厳しい、ここをもう少しやりたい、ということがあれば、それは行政のほうでしっかりと連携し、達成できるように、制度や仕組みを考えていくという、PDCA のような対応をしていくことを認識しているところです。

### 【委員】

No. 86 「市民協働事業提案制度」について、募集の際どのような周知をしているか。

### 【委員】

市ホームページや広報あつぎへの掲載をしています。

### 【委員】

この制度ができてだいぶ期間が経過していると思う。そろそろ見直しを始めてもいいのではないかと思う。

### 【委員】

いろいろな意見が出たが、運用面については非常に多岐にわたり、個別の課題はあるかと思うが、一応仕組みとしてはそろっている。時代とともに見直しが必要になってきていると感じているので、見直しを進めていただきたいと思う。

### **【職務代理】**

No. 86について市民からの提案型がほとんどだと思う。もう少し、行政提案型の事業が増えてほしい。例えば府中市などでは同じように事業提案を受付ける協働・共創の窓口という制度がある。こちらでは厚木市と同じく、自由な発想に基づくフリー型と市が行政課題を掲示するテーマ型があり、随時受付けている。12月時点で20程度のテーマが出ており、とても参考になると思う。

### **【事務局】**

4月から新たな総合計画がスタートしますが、その中でも共創というキーワードが入っています。市民協働事業提案制度も長く続いている事業となりますので、リニューアル等を検討していきたいと考えております。

### **【委員長】**

たくさん意見をいただきましたが、仕組み自体は整っていると思います。33条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

### **【事務局】**

事前送付資料に基づき第34条の運用状況について説明。

### **【委員】**

令和5年度に委員会からの意見として活動結果の公表について意見が付されている。現在、公表の準備をしているという認識でよいか。

### **【事務局】**

令和6年度は事務局となる公民館・地区市民センター間での情報共有となったが、令和7年度はホームページ等での公開に向けて準備をしている。

### **【委員長】**

活動結果の公表に向けて、今年度対応を予定していることですが、昨年度は情報共有にとどまっていますので、第34条の点検結果としては「おおむね妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第35条の運用状況について説明。

**【委員】**

若い人へのボランティア体験など、こういった取組はぜひ継続していただきたい。

**【委員長】**

その他意見等ないようであれば、第35条の点検結果としては「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第36条の運用状況について説明。

**【委員】**

実際に実施していないため評価できないとあるが、国内外問わず事例はあると思う。その事例の中で反省すべき点が見えてきていると思う。他の事例を参考に課題はないか等検討する必要があるのではないか。

**【職務代理】**

全国の自治体でも少なからず住民投票を実施した自治会があるので、そこで起きた課題等について注視しておいていただければよいと思う。

**【委員】**

森の里地区でも以前コンビニを作るかどうかで住民投票に近いものを実施した。結果として否決されたが、高齢化も進み結果について後悔している方も多くなってきたように感じる。

**【事務局】**

地区の住民の方で住民投票に近いものを実施したということは承知しています。森

の里では結果として否決されたと聞いていますが、そもそも可決されるためのハードルが非常に高かったと思います。市全体での住民投票とは少し異なる気がしますが、地区の住民の皆さんでここまで実施されたことには敬意を表したいと思います。

### 【委員長】

その他意見等ないようであれば、昨年度と同様、点検結果としては「妥当」とし、第二項については評価できない旨の意見を付す形がよいと思うが、よろしいか。

<異議なし>

### 【事務局】

事前送付資料に基づき第37条の運用状況について説明。

### 【事務局】

事前質問として、No.122「防災姉妹都市との連携強化」について新たに協定を締結する予定があるか、またその選考基準等の決まりはあるのかとの御質問がありました。新たな協定締結の予定については、現時点では無いとのことです。また、基準等については、特段定めがありませんが、本市とある程度距離が離れていることが条件の一つであるとのことです。

No.124「消防の広域化」について、経費負担金はどのように算出されているのかとの御質問がありました。こちらは、清川分署に努めている職員の人事費が主な経費であり、その他に全体として必要な消防事務経費については人口割で算出しているとのことです。

No.128「公共図書館の広域利用・相互利用」について、利用者カードを統一化できないかという御質問がありました。こちらについては、各市町村でシステム等も異なるため、一律とすることはむずかしいと考えております。

### 【委員】

No.122について、令和6年度に3つの市と協定を締結されていますが、一気に3つ増やしたのは何か緊急性等があったためか。

### 【事務局】

緊急性等は無いと思う。

### 【委員】

No. 126 「セーフコミュニティに取り組む自治体との連携」について、市としてどの程度力を入れているのか。拡大していきたいのか、方針等考えがわかれれば教えてほしい。

### 【事務局】

セーフコミュニティについては 2010 年から始めた仕組みで、当駅前等を中心に市民の体感治安が悪かったというような状況もありましたので、市民の皆様と一緒に改善に取り組んできたものになります。

当初は WHO の認証制度であり、この国際認証を 3 度取得してきました。結果として刑法犯の認知件数や交通事故の件数などは 7 ~ 8 割程度減少してきているといったデータもあります。

しかしながら国際認証であるため、海外から審査員を招いたり等、認証に費用が掛かるという側面もありました。そのため、ここで見直しを行いセーフシティ厚木という新たなスキームの中で取り組んでいくこととなっています。新たな取り組みでは、データに基づいた E B P M と言われるような評価をしながら活動につなげていこうと考えています。

### 【委員】

No. 136、137 が同じ内容が掲載されている。

No. 139 については第 3 項の規定にも関係しているのではないか。

また、国際連携についてもう少し友好都市と連携があると思うが。

### 【事務局】

No. 136、137、139 については御指摘のとおりです。

国際連携についても他の取り組みがありますので、所管課に確認します。

御指摘いただいた点については、内容を修正させていただき、報告書に反映させていただきます。

### 【委員長】

その他意見等ないようであれば、第 37 条の点検結果としては「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【委員長】**

以上で運用状況の点検は終了となります。皆さまお疲れ様でした。

委員の皆さまからいただいた意見等を事務局でまとめていただき、報告書として市に提出したいと思います。

報告書の確認については委員長である私に一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

**【委員長】**

ありがとうございます。

では私が確認した後、最終的な報告書を当委員会より市長へ提出する流れで進めさせていただきたいと思います。

**【事務局】**

委員の皆さまありがとうございます。

ではそのように進めさせていただきます。

次の案件に行きたいと思います。

- (2) 自治基本条例の見直し（総点検）について
- (3) 厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書（案）について
- (4) 令和7年度市民参加手続の報告について

**【事務局】**

案件2～4につきましては、報告案件となっております。一括で御説明させていいただき、御質問、御指摘等ありましたら後日いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員長】**

いま事務局から案件2～4の進め方について、発言がありました。

事務局の提案どおりにしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

<異議なし>

**【委員長】**

ありがとうございました。

では事務局から案件2～4について説明をお願いします。

### 【事務局】

案件2について資料を基に説明。

令和8年は4年に一度の自治基本条例の見直し(総点検)を実施する。実施方法(案)については、資料にあるとおりとなる。委員の皆さまには「自治基本条例の見直し(総点検)に関する方針」について諮問させていただく予定となっている。

### 【事務局】

案件3について資料を基に説明。

令和6年度の市民参加手続きについて、実施したもの、省略したものを併せて報告書(案)を作成させていただきました。また第3回会議で担当課を招いて市民参加手続きについてヒアリングした結果なども加味して作成させていただいております。

内容について確認いただき、問題無ければ正式に報告書として市に提出させていただきます。

### 【事務局】

案件4について資料を基に説明。

令和7年度の市民参加手続きについて、実施したもの、省略したものを報告させていただきます。御質問等ありましたら後日いただければと思います。

### 【委員長】

ありがとうございました。

いまの時点で何か質問はありますでしょうか。

### 【委員】

質問や意見がある場合、いつまでに連絡すればよろしいか。

### 【事務局】

2週間以内にお願いします。

### 【委員長】

その他意見等内容であれば、本日の案件はすべて終了となります。進行を事務局にお返しします。

(5) 閉会

**【事務局】**

以上をもちまして、本日の会議は終了します。